

改正

平成15年3月26日条例第19号

小金井市まちをきれいにする条例

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者、土地所有者等及び市が協力して市域における空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、道路等における喫煙による危険及び迷惑を防止するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域に居住し、もしくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 飲食料等を製造し、加工し、又は販売する事業を営むすべての者をいう。
- (3) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶、紙パックその他これらに類する容器をいう。
- (5) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。

(協働の責務)

第3条 市民等、事業者、土地所有者等及び市は、協働して空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに放置等の防止に努めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進を図らなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭の内外を問わず、自らの生活において生じさせた空き缶等及び吸い殻等を適正に処理し、清潔で美しいまちづくりの推進に努めるとともに、第7条に規定する市の施策又は事業に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の中で空き缶等及び吸い殻等の投棄の防止に心掛け、必要に応じた回収活動を実施するとともに、第7条に規定する市の施策又は事業に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止するため、その所有し、占有し、又は管理する土地の清掃及び除草を行うよう努めるとともに、第7条に規定する市の施策又は事業

に協力しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止するため、環境美化意識の啓発及び高揚に努めるとともに、市民参加型の施策又は事業を実施しなければならない。

(投棄の禁止)

第8条 何人も、道路、公園、広場、河川、池沼その他公共の場所及び他者が所有し、占有し、又は管理する場所に空き缶等又は吸い殻等を投棄してはならない。

(犬、猫のふんの処理)

第9条 市民等は、犬又は猫を飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 前条に掲げる場所を犬又は猫のふんにより汚さないこと。

(2) 犬を散歩させるときは、ふんを処理するための容器等を携行し、ふんをしたときは直ちに処理すること。

(喫煙者の責務)

第10条 市民等は、市内の道路、公園、広場その他公共の場所において歩行中又は自転車（原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）に乗車中に喫煙しないよう努めなければならない。

2 市民等は、屋外で喫煙するときは、携帯用吸い殻入れを携帯するよう努めるものとする。

(路上禁煙地区)

第11条 市長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。

2 何人も、路上禁煙地区においては、道路上で喫煙してはならない。

3 市長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除するときは、規則で定める事項を告示するとともに、その地区であることを示す標識を設置する等周知に努めるものとする。

(回収容器の設置)

第12条 飲食料を自動販売機により販売する者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機を設置している場所又はその周辺に当該自動販売機により販売した飲食料容器等の回収容器を設置するとともに、当該容器を適正に管理しなければならない。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、第8条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等の投棄を行った者に対し、第1条の目的達成のため必要な限度において、当該空き缶等又は吸い殻等の回収その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、自動販売業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に対し、回収容器を設置し、又は適正に管理するよう指導することができる。

3 市長は、前2項の規定による指導を受けた者が正当な理由がなくその指導に従わないときは、その者に対し、期限を定めてその指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第14条 市長は、第12条の規定に違反し、前条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときはその旨を公表することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第16条 第8条及び第11条第2項の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処することができる。

付 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則 (平成15年3月26日条例第19号)

この条例は、別に規則で定める日から施行する。